

平成二十九年三月二十一日付け広島県報（定期）第二十二号に登載の広島県公安委員会規則第五号（交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

警察本部警務部警務課長

一	ページ		
一一	行		
		小方交番の項中	誤
		小方交番の項位置の欄中	正